

農業信用基金協会に対する新たな助成事業について

農業信用保険業務運営の検証委員会の検証結果を踏まえ、令和2年度から新たな助成事業を実施する。

1 助成額

現在は総額が固定されている助成額について、今後は、毎年の基金協会の決算報告書の事業直接費のうち、信用基金の事業に関わる総費用に対する一定割合を助成することとし、基金協会の経費支出額に応じ、総額についても変動した額で助成できるようにする。

令和2年度年度計画 農業信用保険勘定事業費25,341百万円の内数

2 助成金の交付手続

助成金の交付手続については、現在、基金協会からの実費に基づく申請によることとしているが、基金協会の事務負担が軽減されるよう、信用基金で助成額を算定し、それに基づき実費計算することなく助成できるようにする。

3 助成金の算定方法

各基金協会への助成額の算定方法については、各基金協会一律配布分・事業量割配布分のほか、保険引受や回収納付等の業務実績を勘案して配分する。

4 助成金の使途

この助成金は、基本的に、信用基金の第4期中期計画（平成30年3月制定）の達成に向けた基金協会の取組に対して助成するものであることから、当該中期計画に定められた次の3項目の達成に向けた基金協会の体制整備・強化及び事業運営強化に資する取組を促すために活用してもらうこととする。

第4期中期計画	具体的な取組内容（例）
融資機関等に対する普及推進・利用促進	体制整備・強化、融資機関へのPR活動（パンフレット配布、ホームページ開設等）等
保険事故率の低減に向けた取組	大口保証先（正常先含む。）の情報収集・管理（信用調査、融資機関同行巡回、3者協議等）、資格取得 等
求償権の管理・回収の取組	法的措置、サービサー回収委託、コンビニ収納代行サービス、回収専門員の設置等

5 スケジュール

- ・令和2年3月中に新たな助成要領の制定
- ・助成金の交付時期については基金協会とも協議の上、決定